

令和6年度白鷹町まちづくり助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町民が実施する地域の活性化及び暮らしの豊かさを高める公益性を有する事業並びにふるさとの良さを再確認する機会となる同世代の交流会等を自主的かつ計画的に実施する場合において支援を行うため、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、まちづくり助成事業を行う。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、原則として国、県及び町の他の制度の補助金等の交付を受けていないもの又は受けることが困難なものとする。

- (1) 地域づくり事業……………コミュニティ施設等の整備、地域特性を活かした施設等の整備、地域の景観形成、調査研究など
- (2) 生涯学習事業……………講演会、講習会、研修会の開催、芸術文化活動など
- (3) 歴史・文化事業……………歴史文化の保存伝承、郷土史発刊、郷土料理の伝承など
- (4) イベント・交流拡大事業……………大会、まつり、シンポジウム、都市交流など
- (5) チャレンジ事業……………NPO・ボランティアの立ち上げ、コミュニティビジネスの立ち上げ、特産物の開発など
- (6) 環境保全・地球温暖化対策事業……………ごみ減量化や省エネルギーの取り組み、自然エネルギーの研究、ビオトープ整備、水質浄化活動など
- (7) まちづくり団体直営事業……………まちづくり団体の構成員が協力して公園等のコミュニティ施設等の維持管理作業等を直接行う場合に必要な原材料費等の支給を行うもの
- (8) 同窓会事業……………満59歳以下の学年等の単位で町内にて開催される同窓会で、出席予定者が20人以上のうち3割以上が町外に居住しているもの。なお、成人式と同日開催のものは認めない。
- (9) その他、町長が必要と認めた事業

2 同一事業への助成は2年を超えないものとする。ただし、事業完了後5年を経過した場合はこの限りではない。

3 コミュニティ関連施設整備事業に対する助成は原則として単年度限りとする。

4 宗教性のある事業や企業、商店等の宣伝広告に類する事業は対象としないものとする。

5 事業実施においては、町民の意見を広く取り入れながら、町民参加による事業実施に努めるものとする。

(事業主体)

第3条 事業主体は、まちづくりに対して積極的な熱意と姿勢を持ち地域の活性化を推進しようとする団体で、白鷹町内の地域又は町民からなる自主的な団体（以下「まちづくり団体」という。）とする。

(助成金)

第4条 町長は、助成対象事業に取り組むまちづくり団体に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、次の各号のいずれかに該当する額を助成するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号から第6号まで及び第9号の事業に対しては、その事業に要する経費の50%以内の額を助成するものとする。ただし、助成対象事業費は最低額を100,000円とし、助成金の交付限度額は500,000円とする。

- (2) 第2条第1項第7号の事業に対しては、町の他の補助制度等に該当するものを除き、その費用の80%以内の額を助成するものとする。ただし、助成金の交付限度額は100,000円とする。
- (3) 第2条第1項第1号から第6号まで及び第9号の事業の内容にあつて、その一部が第2条第1項第7号の事業の内容を複合する事業の場合、第7号にかかる部分のみ80%の額を助成するものとする。ただし、その場合の助成対象事業費は最低額を100,000円とし、助成金の交付限度額は500,000円とする。
- (4) 第2条第1項第8号の事業に対しては、同窓会当日の参加者一人につき2,000円を助成するものとする。ただし、助成金の交付限度額は200,000円とする。
- (5) 第2条第1項第8号の事業において、フラワー長井線貸切列車を利用して行う場合は貸切列車一両につき30,000円を助成するものとする。
- (6) 第2条第1項第8号の事業において、30歳の節目の年に行う場合においては、30,000円を助成するものとする。この場合において30歳の節目の年とは平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者の年、もしくは平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者の年とし、助成はどちらか1回限りとする。また、クラスや部活単位で行う場合においては適用しない。
- (7) 前3号の助成金を同時に受ける場合の交付限度額は260,000円とする。この場合においてフラワー長井線利用拡大協議会が行う「貸切列車利用促進事業」の助成を受ける場合は、第5号の助成は受けられない。

(事前協議)

- 第5条 助成を受けようとするまちづくり団体（以下「申請団体」という。）は、事業計画を十分検討したうえで白鷹町まちづくり助成事業に関する協議書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。
- 2 助成事業の計画性を高めるため、事前協議の受付は、原則として毎月月末とする。ただし、申請団体が円滑に事業を推進するため必要と認められる場合はこの限りでない。

(助成の内示等)

- 第6条 町長は、前条の規定により提出された協議書により、事業計画の内容を審査し、助成対象事業としての採否を決定する。
- 2 助成対象としたときは、白鷹町まちづくり助成事業助成金内示書（様式第3号）により、不採択としたときは、白鷹町まちづくり助成事業不採択通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

- 第7条 前条による内示を受けた申請団体は、白鷹町まちづくり助成事業助成金交付申請書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

- 第8条 町長は、前条の規定により提出された助成金交付申請書の内容を審査し、助成対象事業及び助成額を決定し、白鷹町まちづくり助成事業助成金交付決定通知書（様式第5号）により申請団体に通知するものとする。

(計画変更の承認)

- 第9条 前条の助成金の交付決定を受けた申請団体（以下「助成対象団体」という。）は、規則第6条に定める状況に変更が生じたときは、白鷹町まちづくり助成事業計画変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 町長は、第1項に基づく計画変更承認申請書を受けたときは、これを審査し、当該申請に係る変更

の内容が適正であると認め、これを承認したときは、白鷹町まちづくり助成事業計画変更承認通知書（様式第7号）により当該助成対象団体に通知するものとする。

3 町長は前項の承認をするときは、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 前2条の助成金の交付決定を受けた助成対象団体は、助成金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、白鷹町まちづくり助成事業助成金交付申請取下書（様式第8号）により、当該受領の日から10日を経過する日までに申請の取り下げをすることができる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の決定はなかったものとみなす。
（状況報告）

第11条 町長は、必要がある場合において、助成対象団体に対し助成対象事業の遂行の状況に関し、白鷹町まちづくり助成事業状況報告書（様式第9号）により、報告を求めることができる。

（実績報告）

第12条 助成対象団体は、事業が完了したときは関係書類を添付して白鷹町まちづくり助成事業実績報告書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

（助成金の額の確定等）

第13条 町長は、前条の実績報告を受け、事業の成果が交付決定内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認内容）に適合するものと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、白鷹町まちづくり助成事業助成金の額の確定通知書（様式第11号）により、当該助成対象団体に通知するものとする。

（助成金の支払）

第14条 町長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、助成金の概算払をすることができる。

2 助成対象団体は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、白鷹町まちづくり助成事業助成金精算払（概算払）請求書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第15条 町長は、第10条の規定による交付申請の取り下げ及び次の各号の一に該当すると認められる場合は、第8条の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（1）助成対象団体が規則、要綱等に基づく助成対象事業に関して、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他この規則に基づく町長の処分違反したとき。

（2）助成対象団体が助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。

（3）助成対象団体が助成対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

（完了後の責務）

第16条 助成対象団体は、当該事業完了後においても、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

（1）当該事業の効果等の把握に努め、事業評価等のため町長が関係資料の提示を求めた時はすみやかに提出しなければならない。

（2）当該事業により取得した財産等（以下「財産」という。）については、白鷹町まちづくり助成事業財産等管理台帳（様式第13号）を作成し、第12条で定める実績報告書に添付して提出するとともに、善良な管理を行い、助成金の交付の目的にしたがった効率的運用を図るものとする。

(財産処分の承認)

第17条 助成対象団体が規則第21条ただし書きの規定にかかわらず、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ白鷹町まちづくり助成事業財産処分承認申請書(様式第14号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、第1項に基づく財産処分承認申請書を受けたときは、これを審査し、当該申請に係る内容が適正であると認め、これを承認したときは、白鷹町まちづくり助成事業財産処分承認通知書(様式第15号)により当該助成対象団体に通知するものとする。

3 町長は、助成対象団体が財産の処分により、収入があると認められるときは、その収入の一部を町に納付させることができるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。